

平成26年9月1日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

「外形標準課税」とは —平成27年度以後の法人税減税の財源として注目—

アベノミクス成長戦略の一つとして法人税の減税が取り上げられています。そして、その財源として地方税である法人事業税（地方法人特別税を含む）の「外形標準課税」を拡大強化することが検討されています。

◎ 現行の「外形標準課税」

(1) 中小企業（その事業年度末の資本金が1億円以下）の場合

年間の課税所得（利益とほぼ同じ）の2.7%～5.78%（課税所得に応じ税率が上がります）の法人事業とその法人事業税の81%相当額の地方法人特別税が課税されます。（「外形標準課税」は適用されません）

(2) 大企業（その事業年度末の資本金が1億円超）の場合

「外形標準課税」が適用され、

イ) 課税所得の1.5%～3.26%（課税所得に応じ税率が上がります）の「所得割」、及び

ロ) イ)「所得割」の148%相当額の地方特別法人税、及び

ハ) 「付加価値額*」の0.48%の「付加価値割」、及び

*「付加価値額」とは

1. 「報酬給与額」…給料、賞与、退職金等の合計で法人税の計算上経費算入されるもの
2. 「純支払利子」…支払利子－受取利子
3. 「純支払賃借料」…土地・建物に係る支払賃料－受取賃料
4. 「単年度損益」…繰越欠損控除前の課税所得

以上1.～4.の合計額をいいます。ただし「報酬給与額」のうち1.～3.の合計額の7割を超える部分は算入しません。（雇用安定控除額）

ニ) 資本金等の額（資本金及び資本準備金等の合計）の0.2%の「資本割」

以上イ)～ニ)の合計が法人事業税として課税されます。なお、上記の「付加価値割」、「資本割」の部分が本来の意味での「外形標準課税」部分であり、法人事業税収入全体の1/4となるよう、税率・課税標準等が設計されています。

◎ 課税強化の方向

政府は上記「外形標準課税」を

1. 「付加価値割」、「資本割」の「外形標準課税」部分を法人事業税収入全体の1/2とする。
2. 「付加価値割」、「資本割」の「外形標準課税」部分を法人事業税収入全体の5/8とする。
3. 適用対象を中小企業（資本金1億円以下）まで広げる。

という方向で検討に入ります。（8/29日本経済新聞より）